

令和8年度第1回愛知県都市計画審議会

令和8年7月3日（金）午後1時30分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局：都市計画課】

定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、報道関係の方へのお願いです。

携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただき、静粛に傍聴してくださいますようお願いいたします。

録画・録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えいただき、円滑な議事進行に御協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

会長の秀島でございます。開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和8年度第1回愛知県都市計画審議会の開催にあたり、皆様、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、専門的な見地から御意見をいただきますとともに、議事が円滑に進みますよう、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

以上をもって挨拶とさせていただきます。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

初めに、本日の会議で使用する資料について御説明いたします。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。別途、紙資料も用意しておりますので、必要な場合は職員にお声がけください。

次に、マイク的使用方法について御説明いたします。

御発言の際には、マイク右下のボタンを押してから御発言ください。ランプが点灯しマイクのスイッチが入ります。御発言が終わりましたら、再びボタンを押してスイッチを切

っていただくようお願いいたします。音声聞き取りにくい場合がございますので、できるだけマイクに近づいて御発言くださるようお願いいたします。

不具合や御不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

次に、委員に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、右上のボタンもしくは下のボタンを1回押しで起動させてください。さらにもう一度ボタンを押していただき、資料の一覧を表示させてください。

画面左上の「00 次第等」と書かれた資料をタップしてください。画面を右から左に送り2ページ目を開くと、愛知県都市計画審議会委員名簿が表示されますので、御覧ください。

それでは、新たな委員を御紹介申し上げます。

まず、市町村の長を代表して委員をお願いいたしました、稲沢市長の加藤錠司郎委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

次に、県議会の議員として委員をお願いいたしました皆様を御紹介します。

近藤裕人委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 近藤裕人】

こんにちは。

【事務局：都市計画課】

政木りか委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 政木りか】

よろしくお願いします。

【事務局：都市計画課】

佐藤英俊委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 佐藤英俊】

よろしくお願いします。

【事務局：都市計画課】

杉浦哲也委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 杉浦哲也】

よろしくお願いします。

【事務局：都市計画課】

鈴木純委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 鈴木純】

よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

島孝則委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 島孝則】

よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

御紹介は以上でございます。

次に、本年度の幹事の紹介でございます。

タブレットの3ページ目に愛知県都市計画審議会幹事名簿がございますので、紹介はこの名簿をもって代えさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会は成立しております。

それでは、議事に進みます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により会長が務めることとなっております。

秀島会長、よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

それでは、ただいまの説明のとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第9条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、若杉里実委員、杉浦哲也委員を指名いたします。

また、先ほど事務局から御紹介のありました新たな委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いしました加藤錠司郎委員、県議会の議員として委員をお願いしました委員のうち、近藤裕人委員、杉浦哲也委員、鈴木純委員、以上の方々を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」から第4号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」までの4議案でございます。

それでは、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課の海老原でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットで、第1号議案のファイルをお開きください。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は6ページから8ページでございます。また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は第1号議案の図面番号1から3でございます。

なお、説明は机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットにつきましては適宜御覧いただきますようお願いいたします。

モニターには、総括図を映しております。

この総括図は、右上にございます愛知県広域図のうち、安城市及び西尾市において、赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

点滅表示しております鎖線は、安城市及び西尾市の行政界となります。画面右側中央から左側下方向へ水色で示しておりますのが矢作川となります。画面右上から下方向へ黒の点線で示しておりますのが名鉄西尾線、画面中央上部から右下の青色の実線で示しておりますのが名豊道路でございます。画面上部中央から下部へ赤色の実線及び点線で示しておりますのが、今回御審議いただく都市計画道路安城一色線でございます。

安城一色線は、安城市の中心市街地と西尾市の中心市街地及び一色漁港までを結ぶ幹線街路です。このうち、中央付近、赤い色の実線で示しております区間約 2.3km の幅員変更等について御審議いただくものでございます。

モニターには、図面番号2の計画図ー1を映しており、安城一色線の変更箇所を中心に、拡大して表示しております。

総括図とは異なり、画面左側を北の方角としており、変更延長が長いことから、計画図

は2枚に分かれております。計画図－1が北側、計画図－2が南側となっております。

計画図－1により、北側から順に説明してまいります。

画面の黄色の実線が変更前の区域、赤色の実線は今回都市計画を変更しようとする区域を示しております。

安城一色線は、自動車産業を中心とする産業集積地である西三河地域を南北に貫く幹線道路であり、災害時における緊急物資の輸送等においても重要な役割を担います。

今回、安城一色線の幅員構成について、交通安全の観点から、平成31年の道路構造令の改正に合わせ、車道の左側に自転車通行帯を1.5m確保してまいります。また、防災上の観点から、歩道部での無電柱化を目的に、電線共同溝の地上機を設置するための路上施設帯1.25mを確保してまいります。

区間ごとに、幅員変更といたしましては、一般部は23mから25.75mに、交差点部南側は26mから31.75m。計画図－2の南側区間、西尾知多線との交差点部は26mから28.75mに変更を行います。計画図－1の北側区間、名豊道路との交差点部北側は、交差点南側の拡幅に合わせ、交差点の円滑な交通処理のため、19mから26mに変更を行います。

安城一色線の幅員変更に伴い、名豊道路との交差点の隅切り部の区域を一部変更いたします。

安城一色線と交差する西尾安城線について、交差点部の円滑な交通処理に向けた右折帯の確保などのため、交差点部は12mから15.5mに、また、一般部は12mから12.5mに幅員変更を行います。

以上が、西三河都市計画道路の変更に関する内容でございます。

本案件につきましては、都市計画法第17条に基づき、令和8年4月10日から4月24日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、安城市及び西尾市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が、第1号議案に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」御説明します。

お手元のタブレットで第2号議案のファイルをお開きください。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は6ページから9ページ、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は10ページから11ページでございます。また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は5ページから8ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は第2号議案の図面番号1から4、その後に意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解がございます。

なお、説明は、机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットにつきましては適宜御覧いただきますようお願いいたします。

モニターには、総括図を映しております。

この総括図は、右上にございます愛知県広域図のうち、新城市の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

画面中央下寄りオレンジ色の丸印は、新城市役所でございます。また、左下から右上へ黒の点線で示しておりますのがJR飯田線でございます。同じく、左下から右上へ青色の実線で示しておりますのが国道151号、左上から左下に示しておりますのが国道301号でございます。また、中央の茶色で示しているのが都市計画道路町並線、灰色で示しているのが都市計画道路入船線でございます。そして、JR新城駅の南側から町並線までの間を赤色の実線で示しておりますのが、今回御審議いただく都市計画道路栄町線でございます。

モニターには計画図を映しており、栄町線の変更箇所を中心に拡大して表示しております。

JR新城駅の駅前広場と町並線の間、約160mの区間において黄色の実線で示しておりますのが、変更前の栄町線、幅員25mの区域を示しております。そして、赤色の実線で示して

おりますのが、今回都市計画を変更しようとする、幅員 15m から 17m の区域でございます。

栄町線は、新城市の玄関口である JR 新城駅と中心市街部を結ぶ幹線道路として、自転車及び歩行者が安全・快適に移動できるように十分な空間を確保した、幅員 25m の幹線道路として、昭和 39 年に都市計画決定されております。

町並線との交差点部から南側の入船線までの約 130m の区間は整備済みとなっておりますが、町並線よりも北側の今回変更区間は未整備となっており、地域における歴史的資源である建造物が計画上に存在することから、事業実施上の課題がございました。

そのため、今回、栄町線の西側にある既存県道幅員約 6m を、歩行者や自転車利用を中心とした市道として再整備を行うことで、新城駅への安全に移動可能な、歩行者や自転車の経路を新たに確保する計画としました。これにより、栄町線から市道へ歩行者や自転車利用の一部転換が図られることから、栄町線の必要な機能を確保しつつ、道路構造、幅員を見直します。

一般部の幅員は 25m から 15m に、交差点部は 17m に変更し、また、道路線形を東へ振ることにより、歴史的資源の主要な建造物を介した計画に変更するものです。

モニターには、変更前後の幅員構成を表示しております。

一般部の幅員は、左側下段の 25m から左側上段の 15m に、交差点部の幅員は、右側下段の 25m から右側上段の 17m に変更します。

詳細な幅員構成要素としましては、一般部の植樹帯 2.0m と停車帯 1.5m、交差点部の植樹帯 1.0m はなくしてまいります。歩道幅員は 3.5m から 2.0m へ見直します。そして、自転車道 2.5m は、車道部の左側に自転車通行帯 1.5m へ見直しいたします。

なお、栄町線は、現在、新城市決定路線として都市計画決定されておりますが、町並線を境に整備及び管理予定者が異なることから、今回の幅員変更と合わせて路線を分割し、町並線より北側の今回幅員変更区間は、愛知県決定として、3・5・82 号栄町線に名称を改め、起終点及び延長等を変更いたします。また、町並線から入船線の間の区間は、新城市決定として、3・3・203 号亀姫通り線に名称等を変更する手続が進められております。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 8 年 4 月 10 日から 4 月 24 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、1 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

「計画幅員が 25m から 15m へ変更されることに伴い、自転車道 2.5m から自転車通行帯 1.5m へ縮小され、自転車の安全走行を確保するということを考えると、幅員構成の再検討が必

要ではないか。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「都市計画道路の幅員につきましては、その道路に必要なとされる機能に応じた幅員構成を決定しております。

平成 19 年改正の道路交通法において、自転車は原則車道の左側を走行することとなり、本道路の自転車通行帯は、道路構造令等に基づき幅員を 1.5m としております。」でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

また、本議案につきまして、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき新都市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が、第 2 号議案に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
お願いします。

【委員：愛知県議会議員 近藤裕人】

1 つ確認させていただきたいんですが。

今回変更する部分ですが、栄町線の交差点部は 17m、市決定の亀姫通り線は 25m と交差点を境にセンターが少しずれるのかなという気がするんですが、支障はないと考えてよろしいですか。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、お願いします。

【説明者：都市計画課】

栄町線の整備の際には、中心線が合うように、南側の亀姫通り線についても道路改良を行う予定となっております。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

お願いします。

【委員：愛知県議会議員 政木りか】

確認よろしいですか。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

はい。

【委員：愛知県議会議員 政木りか】

関連して、今の交差点のところですが、自転車の通行帯のところから、自転車の、車両といますけれども、よく歩行者のように渡っていってしまう自転車もあるので、この交差点に関しての自転車の右左折についてもう少し教えていただけますか。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、お願いします。

【説明者：都市計画課】

道路に水色の矢羽根などの路面標示を行うことで、自転車で通行する方々を誘導することを考えております。

【委員：愛知県議会議員 政木りか】

自転車の矢羽根が、よく町なかでも今増えてきていますが、実際のところ、自転車は縦横無尽に走ってしまうことがあります。

交差点、特に横断歩道が引いてあるのに自転車が止まらなかったり、その自転車道をそのまま真っすぐ行ってくれるとは限らないので、その辺のところを、せつかく道路改良するのであれば、歩行者と自転車が混在しないような形でうまく、矢羽根を通ってくれということをしっかり徹底していただくような、そんなことを考えていただければと思います。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、お願いします。

【説明者：都市計画課】

今後、事業を行っていく際には、安全面について、公安協議や地元との調整を行ってまいります。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

他に御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「刈谷市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：西三河建設事務所建築課】

西三河建設事務所建築課長の杉浦でございます。よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

第3号議案「刈谷市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

お手元のタブレットで第3号議案をお開きください。

議案書は9ページから11ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について、都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

申請者は、サンエイ株式会社、代表取締役川瀬廣正。

名称は、サンエイ株式会社産業廃棄物処理センター。

敷地の位置は、刈谷市泉田町西沖ノ河原1番地1他65筆。

敷地面積は、4万7,107.02㎡。

新設する処理施設の1日あたりの処理能力は、廃プラスチック類の破砕で61.08tとなっております。

建築物は、新設が新事務棟をはじめ4棟、既設が受入管理棟はじめ32棟で、延べ面積の合計は1万804.1㎡でございます。

申請者は、平成9年に産業廃棄物の焼却及び汚泥等に含まれるシアン化合物の分解を行う処理施設と一般廃棄物の焼却を行うごみ処理施設に係る建築基準法第51条ただし書の許可を受け、当該建設地内の南側エリアにおいて中間処理を行っています。

このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、当該申請地の北側において、敷地を拡張し、廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における廃

プラスチック類の破碎施設の 1 日あたりの処理能力が 5t の基準を超えるため、改めて建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

モニターには、図面番号 1 の総括図を映しております。

この総括図は、画面上側を北の方角としており、右下にございます愛知県広域図のうち、刈谷市の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

図面中央左上から右下へ黒色の点線で示しておりますのが東海道新幹線、図面左下の黒色の点線で示しておりますのが JR 東海道本線、図面中央上部から右下へ青色の実線で示しておりますのが国道 23 号線、図面下側左側から右側へ青色の実線で示しておりますのが国道 155 号線でございます。

図面中央やや左の赤丸で示しておりますのが建設地で、御審議いただく敷地の位置でございます。JR 東海道本線の逢妻駅から北に直線距離で約 1.7km の市街化調整区域に位置しております。

続いて、モニターには、図面番号 2 の付近状況図を映しております。

建設地は、図面中ほどの赤枠斜線で示した部分で、東の逢妻川と西の境川に挟まれた場所に位置しております。

周囲の状況は、北側が農地、東の逢妻川の東側も農地、南側及び西の境川の西側は工場でございます。

なお、建設地に隣接して緑色の実線で縁取りをしております区域は、申請者でありますサンエイ株式会社が別の独立した事業として行っております最終処分場の埋立地及び従業員の駐車場となっております。

モニターには、図面番号 3 の計画図を映しております。

先ほどの図面と方位が少し変わり、北側は右上となっております。

右側の北側エリアにて黄色で塗り潰しているものが、今回新設する建築物であり、リサイクル棟、リサイクル受入評価棟、新事務所棟、自転車置場の位置を示しております。リサイクル棟内の紫色の破線で囲まれた部分が廃棄物処理装置である破碎機を設置する破碎施設で、黒色の一点鎖線で囲まれた部分が廃棄物の保管場所でございます。

次に、車両動線について御説明いたします。

敷地への車両出入口は、南側エリアの敷地東側の幅員 9m の市道 2-1 号線からとなっており、入口を 1 か所、出口を 1 か所としております。新たに拡張する北側へのエリアへは、この南側エリアの出入口より搬入いたします。搬入車両の待機スペースも敷地内に確保

しており、周辺への影響が少なくなるよう配置をしております。

新設する北側エリアの周囲には、右、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

排水につきましては、合併処理浄化槽にて処理を行い、雨水とともに雨水貯留槽を経由し、道路内の雨水排水管へ放流いたします。破碎・選別後に発生した不要物で焼却可能なものは、南側エリアの既設焼却施設に運搬し、焼却を行う等の処理を行います。

最後に、今回の計画に対する環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音・振動において全て環境保全目標をクリアしています。

なお、県の定める建築基準法第 51 条ただし書許可基準に基づき、事業者は、周辺の土地及び建物の所有者に対して事業計画についての説明を行っており、御意見が出ていないことを確認しております。

また、関係市である刈谷市長から、支障がない旨の意見書の提出を受けております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

【委員：椋山女学園大学准教授 川野紀江】

では、質問いたします。

この審議会で、水への心配というか懸念というのは扱うことなのかがよく分からない点もあるんですけれども、昨今、線状降水帯とかゲリラ豪雨などで水への災害が非常に懸念されている中かと思えます。

この第 3 号議案のところの表を見ますと、「公害対策に安全を期する」というふうに書かれているんですけれども、事前説明で伺ったところでは、ここは 3m とか 5m の浸水が予想されているエリアであるというふうにも伺っています。

ここに、公害対策以外にも、浸水に対する何か注意を払うような一言を入れたほうがいいのではというふうに感じたのですが、この審議会には関係ないのか、ちょっと御審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、回答をお願いします。

【説明者：西三河建設事務所建築課】

説明いたします。

まず、防水対策について説明させていただきます。

刈谷市の洪水ハザードマップによりますと、今回拡張した敷地における河川氾濫による想定浸水深さは、大部分の範囲が 1m 以上 3m 未満の区域であり、一部、3m 以上 5m 未満の区域が存在する区域となっております。

対策としましては、想定浸水深さとリサイクル棟の建物の位置を勘案しまして、リサイクル棟外周部の浸水深さを 3m と想定しまして、この 3m の浸水深さに対して、廃棄物が存在する建物内に水が浸入しないよう建物構造を決定しております。

具体的には、まず、造成により土地を 2m 嵩上げいたします。さらに、建物の出入口でありますシャッターと扉に高さ 1m の止水板を設置いたします。さらに、窓の設置高さを地盤面から 1m 以上とします。これによりまして、高さ 3m の浸水深さに対しては、建物に水の浸入がなく、建物の廃棄物に水が浸入しないということであります。

また、もし仮に建物内の浸水があったとしても、シャッター棟開口部には強度を持たせてございますので、建物内の廃棄物が外に出るということはございません。

そのように対応しております。

以上です。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

いかがでしょうか。

【委員：椋山女学園大学准教授 川野紀江】

とても分かりやすく説明いただき、ありがとうございました。

今のようなことはこの資料に書くことなく、指導をしっかりしていけばよいというふうなことになりますでしょうか。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、いかがでしょうか。

【説明者：西三河建設事務所建築課】

我々、建物を伴う開発にあたっては、必ずハザードマップについては確認をさせてもらっていきまして、そのハザードの、浸水が多いんですけれども、浸水の深さをきちんと確認してもらって、それについてどう考えているかということを必ず問答させていただいて、

対策をしていただいておりますという形でやっています。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

記載の必要がないかという御指摘ですね。

【説明者：西三河建設事務所建築課】

今後、検討させていただきます。

今お話しのように万全は期しておりますが、大事なことでありますので、審議資料に表記していくかどうかということについて、今後検討していきたいと思います。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

よろしいでしょうか。

【委員：椋山女学園大学准教授 川野紀江】

分かりました。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

お願いします。

【委員：愛知県議会議員 近藤裕人】

図面番号3の図面でちょっと確認させていただきたいですが。

さっき、進入路、出入口が逢妻川の、「浄化槽」と書いてある左のところから三角の印になっているということで、ここしか出入口が基本ないということだと思っておりますが、まず、それでよかったですか。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、お願いします。

【説明者：西三河建設事務所建築課】

こちら、1か所で想定しております。

【委員：愛知県議会議員 近藤裕人】

ありがとうございます。

ちょっと心配するのは、これ、ということは、もう既存というのか、焼却施設のほうからずっと出入りするということになるんでしょうけれども、万々一の話ですね、この新しくつくる破碎施設だとかこちらの施設で何か事故があって、人命的な救急的な話があった場合には、何らかの形でこのぐるりを、市道と見られますけれども、これがあるので、避

難路と申しましょうか、そういったものもあってもいいのかなと思うんですが。

できないならできないでいいんですけども、これは、消防法とかそんな関係はどうな
んですか。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、お願いします。

【説明者：西三河建設事務所建築課】

お答えします。

北側のエリアにつきましては、道路が周辺にあるんですけども、こちらはフェンスが
ありますので、簡単には人が出入りができない形になっていますが、隣接地であります西
側に向かって社員の駐車場がございまして、こちらのほうが出ていくことができますので、
こちらのほうが避難経路としては想定ができるかなというふうに思っております。

【委員：愛知県議会議員 近藤裕人】

了解です。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

他、御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第3号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては都
市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第4号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程い
たします。

当局の説明を求めます。

【説明者：岡崎市役所建築指導課】

岡崎市役所建築指導課の倉橋でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

第4号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

お手元のタブレットで第4号議案をお開きください。また、紙資料を御覧の方につきま

しては、議案書は 12 ページから 14 ページ、議案概要説明書は 4 ページ、図面は図面番号 1 から 3 を御覧ください。

それでは、議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について、都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、有限会社ヤマガネ商事、代表取締役金安久文。

名称は、有限会社ヤマガネ商事中間処理施設。

敷地の位置は、岡崎市桜井寺町字川向 34 番他 20 筆。

敷地の面積は、9,787.96 m²。

処理施設の 1 日あたりの処理能力は、木くずの破碎で 160t となっております。

建築物は、工場棟及び事務所棟の 2 棟で、延べ面積は 3010.87 m²でございます。

申請者は、平成 8 年から産業廃棄物処分業の許可を受け、別の敷地において木くずの中間処理を行っております。

このたび、燃料用チップの需要拡大のニーズに対応するため、廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くずの破碎施設の 1 日あたりの処理能力が 5t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

モニターには、図面番号 1 の総括図を映しております。

この総括図は、図面上側を北の方角としており、左下にございます愛知県広域図のうち、岡崎市の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

図面上部から右下へ紫の実線で示しておりますのが新東名高速道路です。

図面中央やや右上の赤丸で示しておりますのが建設地で、御審議いただく敷地の位置でございます。新東名高速道路の岡崎東インターチェンジから北西に約 1.2km、また、岡崎市役所額田支所から西に約 2.2km の市街化調整区域に位置しております。

続いて、モニターには、図面番号 2 の付近状況図を映しております。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。周囲の状況は、西側は市道下衣文 1 号線が接しており、南側は新東名高速道路や工場が、北側は田がございます。また、北側の県道沿いなどに住居がございます。

なお、南側隣接地においてオレンジ色のその他の凡例で示しておりますのは、木質バイ

オマス発電施設の計画地となっており、御審議いただく新たな処理施設において、木くずを破碎して生成される燃料チップをこのバイオマス発電施設に供給する計画と聞いております。

続いて、モニターには、図面番号3の計画図を映しております。

敷地内の施設配置となっており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗り潰しが建築物、紫色の破線が廃棄物処理装置である破碎機でございます。

敷地への車両の出入口は2か所で、黒い三角印で示してございます。いずれも西側の市道下衣文1号線に接しており、今回の計画にあたり約2mのセットバックを行い、道路幅員を9.1mに拡張することで、交通上支障がないよう配慮しております。

さらに、車両に関連する事項として、従業員及び来客用駐車場を敷地内に確保し、搬出入車両の待機場を適切に確保するなど、周辺への影響を少なくするよう計画をしています。

敷地の周囲には、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。汚水・雑排水につきましては、敷地内排水管を通じ下水本管へ、雨水排水につきましては雨水貯留槽を通じ道路側溝へ放流します。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音・振動等の項目について全て環境保全目標をクリアしております。

また、市の定める建築基準法第51条ただし書許可基準に基づき、事業者は、周辺にお住まいの方や建築物の所有者等に対し事業計画についての説明会を行っており、特段の御意見が出ていないことを確認しております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

最後に、報道関係の方へのお願いです。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札は机の上に置いて御退席ください。

以上をもちまして令和８年度第１回愛知県都市計画審議会を終了いたします。

熱心に御審議いただきましたこと、事務局からも厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

(閉会 午後２時１９分)